

# 株式会社大地を守る会 会員制宅配サービス 会員規約

2011年4月1日制定

株式会社大地を守る会は、「自然環境に調和した、生命を大切にする社会の実現」をめざすソーシャルビジネス(社会的企業)として、「日本の第一次産業を守り育てること」、「人々の生命と健康を守ること」、そして「持続可能な社会を創造すること」、という社会的使命を果たすために活動します。

## 第1条 (本規約の目的)

本規約は、株式会社大地を守る会(以下、「当社」と略します)が提供する「会員制宅配サービス」(以下、「宅配サービス」と略します)の利用と会員資格との関係等について規定します。

## 第2条 (会員と「宅配サービス」の定義等)

- 1.本規約で対象とする会員は、当社の理念や社会貢献活動の目的に賛同のうえ本規約に同意し、「宅配サービス」の入会申し込みを行い、当社が承認した方をいいます。会員は、当社の社会貢献活動である「大地を守る社会貢献活動(CSR)をすすめる会」の会員としての資格を有します。
- 2.本規約で対象とする「宅配サービス」は、当社が取り扱う商品の宅配と宅配事業に関連するサービス全般を指します。
- 3.「宅配サービス」の利用は、会員に限ります。

## 第3条 (入会申し込み)

入会申し込みは、当社が指定する手続きによるものとします。ただし、以下の各号のいずれかに該当する場合、同申し込みを承認しないことがあります。

- 1) 過去に本規約違反等により、会員資格を取り消されたことがある場合。
- 2) 過去に当社への支払い代金を滞納したことがある場合。
- 3) 過去に、破産手続きまたは民事再生手続きをし、その他資産差押え、税金滞納処分またはこれに類する処分を受けたことがある場合。
- 4) 当社指定金融機関の自動引き落としの利用が不可能な場合。
- 5) 当社の理念や社会貢献活動の目的に反する活動、または他の会員の名誉を傷つける等会員として不適切な行為を行なうおそれがあると判断された場合。
- 6) その他「宅配サービス」の提供が不適切と判断された場合。

## 第4条 (個人情報の保護)

当社は、会員が当社に届け出た個人情報について、別途当社が定める「個人情報保護方針」に基づき、適切に取り扱います。

#### 第5条（年会費と会員資格の継続）

- 1.年会費は、入会時および継続更新時に当社指定の金融機関の口座引き落としの方法にて徴収し、「大地を守る社会貢献活動(CSR)をすすめる会」の活動の予算として活用します。
- 2.会員資格は、当社が会費を請求した日から1年間とし、期限終了日の14日前までに退会の申し出が無ければ自動的に継続更新したものとみなします。
- 3.年会費は、「宅配サービス」の廃止または当社または当社の責に帰すべき事由による退会以外は、期間途中の退会でも返還いたしません。

#### 第6条（預託金）

- 1.入会申し込みの際に、預託金を当社指定の金融機関の口座引き落としの方法にて、お預かりいたします。
- 2.預託金は退会后1カ月を目処に返却いたします。
- 3.前項の場合、退会時に商品代金等当社の債権が存在している場合、債権額と対等額で相殺し、預託金残額を返却させていただきます。ただし、相殺後に残代金が存在する場合は、残代金のみを請求させていただきます。

#### 第7条（申し込み内容の変更）

会員は、入会申し込みの際またはその後当社に届け出た住所等の内容に変更が生じた場合、当社が別途指定する方法により速やかに届け出をしなければならないものといたします。

#### 第8条（お支払い方法）

ご利用代金等は、当社指定の引き落とし日に会員指定の金融機関の口座から引落しをさせていただきます。但し、ご注文された商品の代金が高額となる場合、ご注文を頂く際にご案内した上で、当該商品の代金を先払いとさせていただくことがあります。

#### 第9条（遅延損害金）

ご利用代金等の滞納が発生した場合は、年14%の遅延損害金をご利用代金に加算して請求させていただきます。

#### 第10条（耐久品の返品特約）

お届けした「耐久品」(食品、消耗品以外の耐久性のある日用品および生活雑貨等)の返品または交換を会員が希望する場合は、会員宅到着後7日以内に、当社、会員サポートセンターまで連絡を行なうものとします。

ご注文の内容と異なっていた場合、もしくは商品お受取り時点ですでに汚れや破損等がある場合は無料で返品をお受けします。返品が会員の都合による場合、返送料をご負担いただく場合があ

ります。

次の場合の返品または交換はお受けできませんのでご了承ください。

- 1) 会員宅到着後 8 日以上経過した商品。
- 2) 会員側で既にご使用もしくはご着用された場合(不良品の場合を除きます)。
- 3) 会員の責めに帰すべき事由により、キズが付いたり汚損した場合。(ご返送時に破損や汚損した場合にもこの対象となります)。
- 4) 会員の指定で加工を施した商品(オーダーメイド、受注生産品等)。
- 5) 書籍・雑誌・CD・DVD、開封後の寝具。
- 6) 福袋などの商品(共同購入・オークション商品)。
- 7) 当社へ連絡なく返送された商品。

商品カタログ等やサイトの商品情報もしくは商品本体に、返品に関して前項と異なる注意書きがある商品については、その注意書きによるものといたします。

#### 第 11 条 (転売の禁止)

当社より提供する商品は、当社が書面で同意する場合を除き、営業目的等による転売ができないことといたします。

#### 第 12 条 (会員サービスの内容と変更)

- 1.会員は、当社の定める各種サービスを受けることができます。サービスの具体的内容や運用については、別途定めることといたします。
- 2.当社は、会員の上承を得ることなく、「宅配サービス」のサービス内容を変更することがあります。この場合、変更の事実と変更後のサービス内容は、効力発生時期に関する告知を含めて当社が発行する媒体または当社ウェブサイトその他の方法でお知らせいたします。

#### 第 13 条 (規約の変更)

- 1.当社は、会員の承諾なしに当社が発行する媒体または当社ウェブサイトその他の方法でお知らせすることにより、本規約を変更することができるものといたします。
- 2.「宅配サービス」に関して、当社が発行する媒体またはインターネットあるいはその他の方法で、当社が必要であると判断した場合に提示するその他の諸規定は、本規約の一部を構成するものといたします。各運用規定又は諸規定が本規約と異なっている場合には、各運用規定又は諸規定が優先するものといたします。
- 3.会員は、規約変更を理由として退会を申し入れることができ、この場合、当社は期の途中であっても会費の返還に応じます。

#### 第 14 条 (退会)

- 1.会員が退会する場合は、当社指定の方法により所定の手続きを行わなければならないものと

いたします。

2.退会によって、会員として有する全ての権利は失われます。ただし、既に発生したご利用代金等の債務はこれによって免れたり遅滞することはできません。

#### 第 15 条（会員資格の取り消し）

1.会員が以下の各号のいずれかに該当する場合、当社が会員に書面で通知することによって会員資格を取り消すことができるものといたします。

- 1) 虚偽の内容に基づいて入会申し込みをした場合。
- 2) 代金が遅延し当社の督促にもかかわらずお支払いをいただけない場合。
- 3) 代金等の支払いを不正に免れようとした場合。
- 4) 長期にわたる利用の休止等により利用の意思がないものと当社が判断した場合。
- 5) 破産手続きまたは民事再生手続きの開始決定を受け、その他資産差押え、税金滞納処分またはこれに類する処分を受けた場合。

6) 失踪宣告、成年被後見人もしくは被保佐人の審判を受けた場合。

7) その他本規約に違反した場合。

8) 当社の理念や趣旨に反する活動、他の会員の名誉を傷つける行為、その他会員として不適切な行為等を行なった場合。

9) 「宅配サービス」の運営を妨げる行為を行なった場合。

2.前項において、会員資格を取り消された方は、資格取り消しの日までに発生した商品代金、その他「宅配サービス」のご利用に関連して当社に対して支払うべき全ての金員を、直ちに、全額一括して、当社に支払うものといたします。預託金に関する第 6 条第 2 項の定めは、前項の場合に準用いたします。

#### 第 16 条（損害賠償請求）

会員が前条 1 項のいずれかの行為を行なったことにより、当社が損害を被った場合、当社は当該会員に対し損害の賠償を請求することがあります。

#### 第 17 条（「宅配サービス」の中止中断）

当社は、以下の場合に「宅配サービス」の提供を中止中断できるものといたします。

1) 当社が「宅配サービス」用設備の保守を実施する場合。

2) 天災、停電、火災、戦争等、不可抗力その他やむを得ない理由により、「宅配サービス」の提供ができなくなった場合。

3) その他当社が正当な理由により「宅配サービス」の一時的な中止中断が必要と判断した場合。

#### 第 18 条（「宅配サービス」の廃止）

当社は、営業上その他の理由により「宅配サービス」を廃止することがあります。この場合、当社は当期の年会費及び預託金を返還いたします。

**第 19 条（準拠法）**

会員と当社との諸契約に関する準拠法は、すべて日本国の法律を適用いたします。

**第 20 条（専属的管轄裁判所）**

「宅配サービス」の利用に関して、訴訟の必要が生じた場合は、東京地方裁判所を合意による第一審の専属的管轄裁判所といたします。

**【附則】**

第 1 条 NGO 大地を守る会と株式会社大地を守る会の合併にともない、規約を改めて制定し、2011 年 4 月 1 日から実施いたします。

# 大地を守る会ポイント規約

2007年9月17日 制定

2008年7月14日 改訂／2008年10月27日 改訂／2011年4月1日 改訂

## 第1条（本規約の目的）

本規約は「会員制宅配サービス 会員規約」の第12条第1項に基づき、大地を守る会のポイントサービスの内容や利用方法などを規定したものです。

## 第2条（ポイントの発行）

- 1.ポイントは、会員番号ごとに発行します。複数の会員番号を利用する会員については、それぞれの会員番号ごとにポイントを発行します。
- 2.ポイント発行数は、それぞれのサービスごとに定めるものとします。
- 3.ポイント対象商品を購入した際に発行されるポイントは、請求書発行の時点で発行することとします。
- 4.ポイント対象商品を会員規約第10条（返品特約）に基づいて会員が返品した場合は、発行されたポイントは無効とします。

## 第3条（ポイントの利用）

- 1.蓄積されたポイントは、商品購入時における商品代金の割引などのサービスに利用できます。預託金、年会費、配送手数料など商品代金以外の費用には、利用できません。
- 2.ポイントの利用は、請求書発行の時点で確定するものとします。
- 3.会員が商品注文時にポイントを利用する場合、その商品を返品したとしても、当該ポイントはそのまま利用されたものとして取り扱い、割引を適用します。※注1
- 4.ポイントの利用方法等の詳細については、別表に定めるものとします。

## 第4条（ポイントの合算などの禁止）

- 1.ポイントの譲渡、譲り受け、質入、現金との交換は一切できないものとします。
- 2.複数の会員番号を利用している場合、蓄積したポイントを合算することはできないものといたします。

## 第5条（ポイントの有効期限）

ポイントの有効期限は、発行年の翌年3月末日までとします。有効期限を過ぎたすべてのポイントは、無効となります。

## 第6条（会員の退会または会員資格の取り消し）

会員が、会員規約第 14 条(退会)または第 15 条(会員資格の取り消し等)に基づいて退会した場合、または会員資格を取り消された場合、会員登録が抹消された時点で当該会員の保有するすべてのポイントは無効となります。

#### 第 7 条 (ポイント規約の変更)

当社は、会員の承諾なしに当社が発行する媒体または大地を守る会ウェブサイトその他の方法でお知らせすることにより、本規約を変更することができるものとします。

#### 第 8 条 (ポイントサービスの変更・中断・終了)

蓄積しているポイントは、第 5 条にかかわらず、当該ポイントサービスの終了日をもってすべて無効となります。

#### 第 9 条 (当社の責任)

ポイントサービスの利用時に会員が会員番号などを記入しなかったことにより、ポイントの発行が受けられない、もしくはポイントを消費できずに商品購入時の割引が受けられない等の不利益を被ったとしても、当社は一切責任を負わないものとします。

#### 注 1: 第 3 条第 3 項の具体例

1,000 円の商品を注文し、その際に 1,000 ポイントの利用も同時に行なうと、請求金額は 0 円になります。この場合、商品の瑕疵など正当な理由に基づいてこの商品を返品したとすれば、返品により翌週以降の請求時に「-1,000 円」と訂正させていただきますが、1,000 ポイントの割引はそのまま適用され、取り消されることはありません。

#### 別表 ポイントの利用方法

ポイントの利用方法 下記の注文方法で、注文時にポイント利用数を記入もしくは入力することで、ポイントを利用することができます。

#### 通常注文書による注文

#### インターネットによる注文

#### 電話による注文(音声応答/スタッフ受付)

ポイントの利用単位 1 ポイント=1 円として、1 ポイントから利用可能です。ご注文時点でお持ちのポイント残高全額を使用することができます。

ポイントの確認 請求書の「ポイントのご案内」、インターネット、音声応答などで、その時点でのポイント残高と有効期限をお知らせしております。

ポイントの返還 ご利用のポイント額より請求金額が少ない場合は、請求金額分のみご利用いただいたこととし、差額ポイント分はポイント残高に戻します。